

第七五回

参第十三号

母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 雇用に係る特別措置（第三条 - 第十一条）

第三章 失業者に対する特別措置（第十二条 - 第二十一条）

節四章 雑則（第二十二条・第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、母子家庭等の生活の状況にかんがみ、その生活の安定に資するため、母子家庭の母等が適当な職業に就くことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「母子家庭の母等は、」次に掲げる女子であつて、その者の要保護者と同居して、これを監護し又は養護しているものをいう。

一 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものその他の配偶者のない女子

二 配偶者の生死が明らかでない女子

三 配偶者から遺棄されている女子

四 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子

五 前三号に掲げる者に準ずる女子で政令で定めるもの

2 前項の要保護者は、次に掲げる範囲の者とする。

一 未成年の、又は精神若しくは身体に障害（政令で定める程度の障害に限る。以下この項において同じ。）のある子（養子の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）

二 精神又は身体に障害のある配偶者

三 第一号に掲げる者のほか、未成年若しくは六十五歳以上の、又は精神若しくは身体に障害のある三親等内の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子を含む。以下同じ。）

3 前項第三号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族が、第一項各号に掲げる女子のほか、その前項第三号に掲げる者と同居している場合は、同項の規定にかかわらず、その同号に掲げる者は、当該女子の要保護者としなない。ただし、当該配偶者若しくは三

親等内の親族が、未成年若しくは六十五歳以上であり、若しくは精神若しくは身体に政令で定める程度の障害があるとき又は当該配偶者若しくは三親等内の親族にその同号に掲げる者を監護し若しくは養護することについて困難な事情があると認められるときは、この限りでない。

第二章 雇用に関する特別措置

(求人 の 条件 等)

第三条 公共職業安定所は、母子家庭の母等でないことを条件とする求人の申込みを受理しないことができる。

2 公共職業安定所は、母子家庭の母等にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、労働時間その他の求人の条件について指導するものとする。

3 公共職業安定所は、母子家庭の母等を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、労働時間、配置、事業所内託児施設の設置等母子家庭の母等の雇用に関する技術的事項について、必要な助言その他の援助を行うことができる。

(職業紹介等を行う施設の整備等)

第四条 国は、母子家庭の母等に対する職業紹介等を効果的に行うために必要な施設の整備に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体等が、母子家庭の母等に対し職業に関する相談に応ずる業務を行う施設を設置する等母子家庭の母等の雇用を促進するための措置を講ずる場合には、必要な援助を行うことができる。

(雇用率の設定)

第五条 労働大臣は、政令で定めるところにより、母子家庭の母等の雇用率を設定することができる。

(雇用に関する国等の義務)

第六条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の総裁（以下「任命権者等」という。）は、職員の採用について、当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に勤務する母子家庭の母等である職員の数が、当該機関の職員の総数に、前条の規定により設定する母子家庭の母等の雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）未満である場合には、母子家庭の母等である職員の数がその母子家庭の母等の雇用率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、母子家庭の母等の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の「職員」とは、国若しくは地方公共団体又は日本専売公社、日本国有鉄道若しくは日本電信電話公社の機関に常時勤務する職員であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項第一号から第十一号までに掲げる職員、警察官、

船員である職員その他政令で定める職員以外のものをいう。

(採用状況の通報等)

第七条 任命権者等は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を労働大臣（市町村の任命権者にあつては、都道府県知事。次項において同じ。）に通報しなければならない。

2 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した任命権者等に対して、その適正な実施に関する事項を勧告することができる。

(一般雇用主の雇用義務)

第八条 常時労働者（坑内労働者、船員その他労働省令で定める労働者以外の労働者をいう。以下同じ。）を使用する事業所（国及び地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の機関を除く。次条において同じ。）の雇用主は、労働者の雇入れについては、常時使用する母子家庭の母等である労働者の数が、常時使用する労働者の総数に、第五条の規定により設定する母子家庭の母等の雇用率を乗じて得た数（一人未満の端数は、切り捨てる。）以上であるように努めなければならない。

(雇入れに関する計画)

第九条 公共職業安定所長は、母子家庭の母等の雇用に促進するため特に必要があると認める場合は、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する母子家庭の母等である労働者の数が前条の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められるものの雇用主に対して、母子家庭の母等である労働者の数がその前条の規定により算定した数以上となるようにするため、母子家庭の母等の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2 雇用主は、前項の規定により母子家庭の母等の雇入れに関する計画を作成したときは、遅滞なく、これを公共職業安定所長に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 公共職業安定所長は、母子家庭の母等の雇入れに関する計画が著しく不相当であると認めるときは、当該雇用主に対してその変更を勧告することができる。

(事業主に対する給付金等)

第十条 国は、事業主に対して、公共職業安定所の紹介により母子家庭の母等を雇い入れることを促進するため、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、給付金を支給することができる。

第十一条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条第三項第一号の業務を行うにあつては、事業主が母子家庭の母等を雇い入れることを促進するため、事業所内託児施設その他の福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとする。

第三章 失業者に対する特別措置

(母子家庭の母等求職手帳の発給)

第十二条 公共職業安定所長は、母子家庭の母等である失業者であつて労働省令で定める年齢未滿のものが次の各号に該当する場合には、その者の申請に基づき、母子家庭の母等求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

- 一 公共職業安定所に求職の申込みをしていること。
- 二 誠実かつ熱心に就職活動を行う意欲を有すると認められること。
- 三 第十五条第一項各号に掲げる措置を受ける必要があると認められること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、生活の状況その他の事項について労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める要件に該当すること。

（手帳の有効期間）

第十三条 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

- 2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過してもなお就職が困難であり、引き続き第十五条第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を労働省令で定める期間延長することができる。

（手帳の失効）

第十四条 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。

- 一 母子家庭の母等でなくなつたとき。
- 二 新たに安定した職業に就いたとき。
- 三 第十二条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める要件に該当するとき。

- 2 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

（計画の作成）

第十五条 労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

- 一 職業指導及び職業紹介
- 二 公共職業訓練施設の行う職業訓練
- 三 国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適応することを容易にさせ又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行うものを含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、労働省令で定めるもの

- 2 労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

(公共職業安定所長の指示)

第十六条 公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、その手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置(以下「就職促進の措置」という。)の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するときは、あらためて、その延長された有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

3 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果を高めるために必要があると認めるときは、その者に対する指示を変更することができる。

(関係機関等の責務)

第十七条 職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するように努めなければならない。

2 前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施にあたる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない。

(手当の支給)

第十八条 国及び都道府県は、第十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、雇用対策法の規定に基づき、手当を支給することができる。

(就職促進指導官)

第十九条 就職促進の措置としての職業指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(報告の請求)

第二十条 公共職業安定所長は、第十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対し、その就職活動の状況について報告を求めることができる。

(労働省令への委任)

第二十一条 この章に定めるもののほか、手帳の発給、返納その他手帳に関し必要な事項及び第十六条第一項又は第二項の指示の手續に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第四章 雑則

(政府の義務)

第二十二条 政府は、この法律に定めるもののほか、母子家庭の母等の雇用の促進を図るため、託児施設の設置又は整備の助成その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業主の義務)

第二十三条 事業主は、母子家庭の母等の就労を容易にするため、労働時間、配置、事業

所内託児施設の利用等について、特別の配慮をするように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年七月一日から施行する。ただし、附則第三条中労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(職業安定法の一部改正)

第二条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第 号）第十六条第一項若しくは第二項」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第三条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条中第三十八号の五を第三十八号の六とし、第三十八号の三及び第三十八号の四を一号ずつ繰り下げ、第三十八号の二の次に次の一号を加える。

三十八の三 母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第 号）に基づいて、母子家庭の母等である失業者の就職促進の措置に関する計画を定め、及び母子家庭の母等の雇入れに関する計画の作成を命ずること。

第十条第一項中第三号の三を第三号の四とし、第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 母子家庭の母等である失業者の就職促進の措置に関する計画の作成及び母子家庭の母等の採用又は雇入れに関する計画に関すること。

第十条第一項第八号中「及び沖縄振興開発特別措置法（第六章（職業訓練に関する部分を除く。）の規定に限る。）」を「、沖縄振興開発特別措置法（第六章（職業訓練に関する部分を除く。）の規定に限る。）及び母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法（職業訓練に関する部分を除く。）」に改める。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を「、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法及び母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法」に改める。

第十八条第一項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」を「、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）及び母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第四条 雇用促進事業団法の一部を次のように改正する。

第十九条第三項第一号中「雇い入れる事業主」の下に「、母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第 号）第二条第一項に規定する母子家

庭の母等を雇い入れる事業主」を、「労働者住宅」の下に「、事業所内託児施設」を加える。

（雇用対策法の一部改正）

第五条 雇用対策法の一部を次のように改正する。

第十九条及び第二十条の二中「又は身体に障害のある者」を「、身体に障害のある者又は母子家庭の母等」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第六条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の六の次に次の一号を加える。

二十の七 母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第
号）

理 由

母子家庭等の生活の状況にかんがみ、母子家庭の母等が適当な職業に就くことを促進するための特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、二千五十二億円の見込みである。